「高野山 1000 年まつり」参加者および出演者規約(第三改訂版)2015 年 3 月 26 日

直野山 1000 年まへり宝行禾昌会

<u> 中 : 同野田 1000 年より5天门安貞云</u>	
乙:(代表)	
<u>a. (1437)</u>	
団体名:	

総則

第一条

「高野山 1000 年まつり」(以下、「当まつり」という) における金銭授受の条件の交渉、決定並びに契約書の作成、調印はすべて「高野山 1000 年まつり実行委員会」(以下「甲」という) が代表権限を持って行う。

第二条 (信義則)

甲乙は、互いの営業妨害につながるような行為をしてはならない。

甲乙は互いに協力し、信義を守り、本契約書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、 信義誠実の原則に従って協議・解決を図るものとする。

第三条 (契約の流れ)

- 一、事前に参加・出演を表明する場合
 - ① 乙は、メール、電話、FAX、書面にて、甲に参加希望を伝える。
 - ② 甲は、乙に当規則を送付する。(②が①に先行することもある)
 - ③ 乙は署名捺印の後、甲まで当書面を返送する。
 - ④ 甲の査定後、甲の捺印をもって契約完了とする。両者写しを保管する。

二、当日参加の場合

受付にて、「高野山 1000 年まつり」参加者および出演者規則に住所・氏名を明記し、参加料金を支払う。

第四条 (業務遂行の義務)

- ① 甲乙は業務について、互いに協力し、円滑な遂行に励む。
- ② 甲乙の業務は、特段の理由がない限り、これを遂行しなくてはならない。乙は特段の理由が生じ業務を行うことが出来なかった場合は、これを証明するものを書面で甲に提出、承認されなければならない。
- ③ 参加取り消しの期限は、出演者受付終了までとする。取り消しの場合、事前に支払った参加費は返却される。参加者受付終了後の返金は、いかなる場合も応じない。

第五条 (代理出演)

① 乙は、なんらかの事情により参加表明後に不参加となった場合、代理出演などの交渉は、甲にその旨を報告し、甲の承認を必要とする。

- ② 代理人は、住所・氏名・電話番号を甲まで伝える。
- ③ 代理人が受理されたときより、条文中の「乙」は、「代理人」に置き換えられる。

第六条 (守秘義務)

- ① 甲乙双方とも、本契約上並びに本業務遂行上、知り得た甲の営業上の機密、甲乙双方の情報並びに 個人情報、若しくは入手した資料などを第三者に開示、漏洩してはならない。
- ② ①は、当契約解除後も適用される。

第七条 (賠償、傷害)

- ① 乙は、乙の不正行為、義務違反、違法行為、あるいは秘密保持違反による、またそれに関連して甲が被った損失、債務、または損害につき責任を負い、補償することに合意する。
- ② 乙は、乙の不始末、器物破損、紛失、不渡り、払い戻し、あるいはその他の行為による、またそれ に関連して甲が被った損失、費用および経費につき責任を負い、補償する。
- ③ 甲は、乙が本契約に違反し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を及ぼした場合、ただちにその 賠償の責に任ずることが出来る。
- ④ 乙自身の過失による事故、傷害、賠償、盗難紛失の責は、乙自身に帰する。

第八条 (契約解除)

甲は乙が本契約に違反した場合、何等の催告もすることなく直ちに本契約を解除することができ、また、 違反無き場合でも無条件で本契約を解除することができる。

第九条 (補足)

本契約に記載なき事項、疑義を生じた事項については、都度協議の上、決定する。

第十条 (施行細則)

この規則施行する為に必要な細則は、甲が別に定めることができる。

第十一条 (暴力団禁止法遂行)

当まつりに暴力団関係者、またはそれに類する者の参加を禁止する。

本契約に関して、当事者間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1 この規則は、当契約の設立した日から施行する。

第十二条 (参加費/チケット代) 2015年3月20日附則

開催中止他、主催者側の明らかな過失の場合を除き、一度支払われたチケット代はいかなる理由があろうとも返金されない。(参加取り消しについては、第四条③)

一般券 3,500 円/一人

前売り券 3,000 円/一人

スタッフ 無料 (事前登録が必要)

高野町民 無料 (住所を確認できるものが必要) 小学生以下、65歳以上 無料 (年齢を確認できるものが必要)

割引チケット

10 枚綴25,000 円100 枚綴200,000 円1000 枚以上応相談

特項一 (運営スタッフ)

- ① 運営スタッフは、参加費が免除される。
- ② 運営スタッフは、事前に甲が作成する名簿に登録しなければならない。
- ③ 運営スタッフは、アート活動を行うことが出来ない。
- ④ 運営スタッフは、まつりの準備・片付けに参加し、当日は甲の指示に従い速やかな運営に協力する。

第十三条(乙の収支) 2015年3月26日附則

乙の収支は、乙自らが管理し、甲は一切これに関与しない。

「高野山 1000 年まつり参加者および出演者規則」の写しは、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

甲: 「高野山 1000 年まつり」実行委員会

会長 静 慈彰 印

153-0051 東京都目黒区上目黒 3-10-3-309 090-7751-1003 (携帯)

03-4333-7994(FAX 専用)

shizuka_akio@yahoo.co.jp (E-mail)

乙: 氏名 印

住所

電話番号

メールアドレス

→	7 ~ 11 10 10 10	<u> </u>
参川古む	よび出演者登	冬年元 夫
	より山頂田は	九火水

代表者氏名	
住所	一
電話番号	
メールアドレス	

団体名

※全員の御氏名(芸名可)を「備考欄」にご記入ください。

人

ステージ使用

内容 ※詳細を「備考欄」に記入のこと。

有 / 無

晴天@大学グラウンド 雨天@ゲートボール場

希望時間帯 土 / 日 : ~ :

※土曜 12:00-20:00 日曜 12:00-17:00

大学グラウンド使用

有/無

内容 ※詳細を「備考欄」に記入のこと。

屋内ゲートボール場

使用

有 / 無

希望時間帯 終日 / 土 / 日 : ~ :

※金曜から設置準備できます。土曜 9:00-21:00 日曜 9:00-17:00

テント使用

有/無

ログハウス使用

有/無

 $(\sim 50 基)$

基

@第一ログハウス (6 棟/10 畳)

7日/8日/9日

@大学グラウンド @第一ログハウス

(一基一泊 500 円)

※一団体1棟

一棟一泊/4000円

※ご希望に添えないことがあります。ご了承ください。

泊

備考:内容、目的、自己紹介、出演者、使用機材、セッティング図、占有スペース、要望など
※特殊な設置など、内容によってはご希望に添えないこともありますので、まずはご相談ください。
※スタッフ希望は、こちらに「スタッフ希望/個人名」とご記入ください。

※内容確認のために連絡を差し上げることがあります。